

## 第3節 海洋をめぐる動向

四方を海に囲まれた海洋国家であるわが国にとって、「海洋安全保障」が持つ重要性は極めて大きい。例えば、わが国はエネルギー資源の輸入を海上輸送に依存しており、海上交通の安全確保が国家の存立にとり死活的な問題となっている。こ

のような「海洋」というグローバル・コモンズの安定的な利用の確保は、国際社会の安全保障上の重要な課題となっており、関連する国際的な規範<sup>1</sup>の遵守を含め、近年、関係各国の海洋をめぐる動向が注目されている。

### 1 東シナ海・南シナ海における「公海自由の原則」をめぐる動向

国連海洋法条約（UNCLOS）United Nations Convention on the Law of the Seaは、公海における航行の自由や上空飛行の自由の原則を定めている。しかし、わが国周辺、特に東シナ海や南シナ海を始めとする海空域などにおいては、既存の国際秩序とは相容れない独自の主張に基づき、自国の権利を一方的に主張し、又は行動する事例が多く見られるようになっており、これらの原則が不当に侵害されるような状況が生じている。

東シナ海においては、近年、公海自由の原則に反するような行動事例が多数見られている。11（平成23）年3月以降、東シナ海において警戒監視中の海自護衛艦に対して、中国国家海洋局所属とみられるヘリコプターなどが近接飛行する事案が複数回発生している。また、13（同25）年1月、東シナ海を航行していた海自護衛艦に対して中国海軍艦艇から火器管制レーダーが照射された事案や、中国海軍艦艇から海自護衛艦搭載ヘリコプターに対して同レーダーが照射されたと疑われる事案が発生している。さらに、14（同26）年5月及び6月には、東シナ海上空を飛行していた海自機及び空自機に対して中国軍の戦闘機が異常に接近するといった事案が発生した。16（同28）年6月には、東シナ海上空で中国戦闘機が米軍偵察機に高速で接近する危険な行為を行った事案が、また、17（同29）年5月にも、中国戦闘機が米軍機の進路を妨害する事案が発生したとされている。

また、中国政府は、13（同25）年11月23日、尖閣諸島をあたかも「中国の領土」であるかのよ

うな形で含む「東シナ海防空識別区」を設定し、当該空域を飛行する航空機に対し中国国防部の定める規則を強制し、これに従わない場合は中国軍による「防衛的緊急措置」をとる旨発表した。こうした措置は、東シナ海における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、不測の事態を招きかねない非常に危険なものであり、わが国として強く懸念している。また、上空飛行の自由の原則を不当に侵害するものであり、わが国は中国側に対し、上空飛行の自由の原則に反するような一切の措置の撤回を求めている。米国、韓国、オーストラリア及び欧州連合（EU）European Unionも、中国による当該防空識別区設定に関して懸念を表明した。

一方、南シナ海においても同様の行動事例が多数見られている。09（同21）年3月には、中国海軍艦艇、国家海洋局の海洋調査船、漁業局の漁業監視船及び漁船が、南シナ海で活動していた米海軍の音響測定艦に接近し、同船の航行を妨害するなどの行為を行ったほか、13（同25）年12月には、中国海軍艦艇が南シナ海で活動していた米海軍の巡洋艦の手前を至近距離で横切るといった事案が、また、14（同26）年8月には、南シナ海上空で米海軍哨戒機に対し中国戦闘機が異常な接近・妨害を行ったとされる事案が発生している。さらに、16（同28）年5月、南シナ海で中国戦闘機が米海軍の偵察機に異常接近したとされているほか、同年12月には、南シナ海で米海軍所属の無人水中機が中国海軍艦艇によって一時奪取される

<sup>1</sup> 例えば、「国連海洋法条約（UNCLOS）」（正式名称「海洋法に関する国際連合条約」）は、海洋法秩序に関する包括的な条約として、1982（昭和57）年に採択され、1994（平成6）年に発効した（わが国は1996（同8）年に締結）。

事案も発生している。これらは、不測の事態を招きかねない危険な行為と言える<sup>2</sup>。

また、中国はいわゆる「九段線」<sup>3</sup>の根拠としての「歴史的権利」を主張しているが、16(同28)年7月に下された比中仲裁判断ではそのような「歴史的権利」は否定されている。ASEAN諸国などとの間で領有権などをめぐり摩擦が表面化する中、中国は、多数の地形において大規模かつ急速な埋立てを強行し、砲台といった軍事施設のほか、滑走路や格納庫、港湾、レーダー施設などの軍事目的に利用し得る各種インフラ整備を引き続き推進している。さらに、中国公船が当該地形などに接近する他国の漁船などに対し、威嚇射撃や放水などにより、妨害する事案も発生している。こうした中国による一方的な現状変更及びその既成事実化の一層の推進や、高圧的かつ不測の事態を招きかねない危険な行動に対しては、係争国のほか、米国をはじめとした国際社会からも繰り返し深刻な懸念が表明されている。

こうした海洋及び空の安定的利用の確保に対するリスクとなるような行動事例が多数見られる一方で、近年、海洋及び空における不測の事態を回避・防止するための取組も進展している。14(同

26)年4月、日米中を含む西太平洋シンポジウム(WPNS)参加国海軍は、各国海軍の艦艇及び航空機が予期せず遭遇した際の行動基準を定めた「洋上で不慮の遭遇をした場合の行動基準(CUES)」<sup>4</sup>に合意した。また、同年11月、米中両国は、軍事活動に係る相互通報措置とともに、CUESなどに基づく海空域での衝突回避のための行動原則について合意したほか、15(同27)年9月には、航空での衝突回避のための行動原則を定めた追加の付属書に関する合意を発表した。14(同26)年9月、日中防衛当局は、日中間で偶発的な衝突を避けるための「日中防衛当局間の海空連絡メカニズム」<sup>5</sup>の早期運用開始に向けた協議を再開することで原則一致した。その結果、15(同27)年1月、6月、16(同28)年11月に、それぞれ共同作業グループ協議が実施されている。さらに、近年、ASEANと中国の間では、「南シナ海に関する行動規範(COC)」<sup>6</sup>の策定に向けた公式協議が行われてきている。こうした、海洋及び空における不測の事態を回避・防止するための取組が、既存の国際秩序を補完し、今後、中国を含む関係各国は緊張を高める一方的な行動を慎み、法の支配の原則に基づき行動することが強く期待されている。

【Q参照】 2章3節(中国)、2章6節(東南アジア)

## 2 北極海をめぐる動向

北極圏の大部分を占める北極海には、ロシア、米国、カナダ、デンマーク及びノルウェーが面している<sup>6</sup>。

近年、海水の減少にともない、北極海航路の活用や資源開発の可能性が高まっていることから、北極海沿岸諸国は、資源開発や航路利用などの権益確保に向けた動きを活発化させている。一方、海洋法に基づく海洋境界の画定や大陸棚の延

長をめぐり沿岸諸国間で未解決の問題があり、ロシアをはじめとした北極圏国の一部は、自国の権益確保や領域の防衛を目的に、軍事力の新たな配置などを進める動きも示している。また、北極海は、従来から、戦略核戦力の展開及び通過ルートであることに加えて、海水の減少により、艦艇の航行が可能な期間及び海域が拡大しており、将来的には、海上戦力の展開や、軍の海上輸送力など

2 15(平成27)年5月13日のシェア米国防次官補(当時)の上院外交委員会公聴会における書面証言によれば、米国は紛争の平和的解決や公海における航行の自由や上空飛行の自由といった南シナ海における米国の国益を守るため、南シナ海周辺におけるプレゼンスを強化しており、米軍艦艇による寄港、ISR活動、周辺諸国との共同訓練などの活動を行っているとしている。また、中国の過度な海洋権益の主張に対抗するため、米軍は「航行の自由作戦」を実施している。細部については本節3項(海洋安全保障への各国の取組)参照

3 2章6節4項(南シナ海における領有権などをめぐり動向)参照

4 西太平洋海軍シンポジウム(WPNS)参加国の海軍艦艇及び海軍航空機が、洋上において不慮の遭遇をした場合における安全のための手順や通信方法などを定めるもの。法的拘束力を有さず、国際民間航空条約の附属書や国際条約などに優越しない。

5 第4回共同作業グループ協議において、対象が航空機にも及ぶことを明確にするため、名称を「海空連絡メカニズム」とする方向で調整することに合意した。

6 北極圏とは北緯66度33分以北の地域であり、北極海に面する5か国のほか、北極海に面していないフィンランド、スウェーデン及びアイスランドを加えた計8か国が所在している。なお、1996(平成8)年には、北極圏にかかる共通の課題(持続可能な開発、環境保護など)に関し、先住民社会などの関与を得つつ、北極圏諸国間の協力、調和、交流を促進することを目的に北極評議会が設立されている。

を用いた軍事力の機動展開に使用されることが考えられ、その戦略的重要性が高まっている。

ロシアは、15（同27）年12月に改訂された「ロシア連邦国家安全保障戦略」においても、資源開発や航路利用の権益を確保していく方針を引き続き明記しており、沿岸諸国で最大の排他的経済水域（EEZ）を有していることや、北極海水域の潜在的な資源の豊かさ、ロシア沿岸に位置する北極海航路の地理的及び安全保障上の重要性、北極海沿岸に直接面した軍事力の配備による軍事的優位性を背景に、活発な動きを見せている<sup>7</sup>。米国は、13（同25）年に国防省が公表した「北極戦略（Arctic Strategy）」において、北極を、米国の国益が守られ、本土防衛を確実にし、各国が協力して問題を解決できる安定した地域にすることを目指すとしている。16（同28）年12月にオバマ大統領（当時）は、海洋資源を保護するため北極圏の同国海域の大半などにおいて新たな石油・天然ガスの掘削を禁止する決定をし、資源開発には否定的な姿勢を示したが、トランプ大統領は17（同29）年4月に、オバマ大統領（当時）の決定を覆す大統領令に署名した<sup>8</sup>。



ロシア海軍が現在建造中とされる多目的砕氷哨戒艦（イメージ図）  
【Jane's By IHS Markit】

北極海沿岸諸国以外では、日本及び中国を含む12か国が北極評議会のオブザーバー資格を有している。中でも中国は、1999（同11）年以降、計7回にわたり極地科学調査船「雪龍」を北極海に派遣するなど、北極海に対して積極的に関与する姿勢を示している<sup>9</sup>。また、15（同27）年8月には、中国海軍艦艇5隻による北極海と太平洋の間に位置するベーリング海における航行が初めて確認されており、中国海軍による将来的な北極海進出との関連が注目される。

### 3 海洋安全保障への各国の取組

海洋においては、適切なルール作りを進め、当該ルールを尊重しつつ国際社会が協力してリスクへの対処や航行の自由の確保に向けた取組を行うことが、経済の発展のみならず安全保障の観点からも一層重要な課題となっている。「開かれ安定した海洋」は、世界の平和と繁栄の基盤であり、各国は、自ら又は協力して、海賊、不審船、不法投棄、密輸・密入国、海上災害への対処や危険物の除去といった様々な課題に取り組み、シーレーンの安定を図っている。

#### 1 米国

15（平成27）年2月に発表された米国の国家安全保障戦略は、米国は航行の自由及び安全で安定した海洋環境に不朽の利益を有していることから、商業流通の自由を確保し、必要な場合には迅速に対処し、また攻撃を目論む者を抑止するための能力を維持するとしている。米国は、同年5月頃より、法の支配や航行の自由の原則を支持する立場から、中国による南シナ海の南沙諸島にお

<sup>7</sup> ロシアは、約40隻の砕氷船を保有しているほか、新たに3隻の原子力砕氷船や2隻の多目的砕氷哨戒艦を建造中とされる。北極を担当する北部統合戦略コマンド、北洋艦隊の艦艇の展開・訓練、軍事施設の整備、戦略原潜による戦略パトロールや長距離爆撃機による哨戒飛行、北極における大規模演習・訓練については1章4節（ロシア）を参照

<sup>8</sup> その他の沿岸諸国の動向としては、カナダが「カナダ北方戦略（Canada's Northern Strategy）」（09年（平成21）年発表）において、北極を政策上優先地域と規定しているほか、米国と同様、16（同28）年12月に北極海のカナダ管轄海域で石油・天然ガスの開発を凍結する旨発表している。デンマークは「デンマーク王国北極戦略（Kingdom of Denmark Strategy for the Arctic）2011-2020」（11（同23）年発表）、ノルウェーは「ノルウェー政府極北戦略（The Norwegian Government's High North Strategy）」（06（同18）年発表）をそれぞれ策定し、安全保障の観点も含めて、北極を重視する姿勢を明らかにしている。

<sup>9</sup> 12（平成24）年、「雪龍」は極地科学調査船として初めて北極海を横断する航海を行ったほか、13（同25）年には貨物船「永盛」が中国商船として初めて同海を横断した。また、2隻目の極地科学調査船が建造中とされる。

る地形の埋立てなどに対し、度々懸念を示してきた<sup>10</sup>。同年8月には、国防省が「アジア太平洋の海洋安全保障戦略」を公表し、米太平洋軍は南シナ海及びその周辺で強固なプレゼンスを維持し、同盟国及びパートナー国との間で訓練や演習、寄港などの幅広い活動を実施するほか、日常的な活動の一部として「航行の自由作戦」<sup>11</sup>を実施する旨の方針を明らかにし、艦艇を南沙諸島及び西沙諸島の地形周辺で航行させるなどしている。17（同29）年2月、トランプ政権発足後、2週間という非常に早い時期に日本を訪問したマティス国防長官は、稲田防衛大臣との会談において、東シナ海・南シナ海における中国の活動はアジア太平洋地域における安全保障上の懸念であるとの認識を共有した。また、トランプ大統領自身も、同月10日の安倍内閣総理大臣との首脳会談において、同様の認識を示している。

米国は自国の安全と経済の安定は世界の海洋の安全な使用にかかっており、海洋安全保障に重大な利益を有するという認識のもと、アデン湾やペルシャ湾、インド洋といった中東・アフリカの周辺海域でテロ対処を含む海洋の安全の促進や海賊対処のため、連合海上部隊（CMF）<sup>12</sup>を率いているほか、中米周辺の海域においても、欧州・米州諸国とともに麻薬を主とした違法取引の対処のための作戦<sup>13</sup>を実施するなど、世界の様々な海域に艦艇を派遣して海賊や組織犯罪、テロリズム、大量破壊兵器の拡散への対処のための活動を実施している。

## 2 NATO

NATOは加盟国の艦艇から構成される多国籍統合の部隊である常設海上部隊を有し、定期的な演習や即応展開能力の維持を通じ、加盟国に海洋における抑止力を提供してきた。NATOは、テロ行為を加盟国に対する脅威の一つと位置づけており、01（同13）年の米国同時多発テロを受け、同年10月から「アクティブ・エンデバー作戦」を行い、北大西洋条約第5条に基づく集団防衛の一環として、地中海において海上監視などのテロ対策活動を行ってきた。16（同28）年7月にワルシャワで開催されたNATO首脳会合では、危機管理任務である「シー・ガーディアン作戦」へ移行させることが決定され、同年11月から、欧州連合（EU）の「ソフィア作戦」と連携しつつ、テロ対策や能力構築支援などの広範な任務を実施している。さらに、16（同28）年2月、難民・移民の大量流入に対応するため、常設海上部隊をエーゲ海に展開することを決定し、ギリシャ・トルコ当局及びEUの国境管理機構に難民船舶に関する情報を通知する活動を行っている。海賊による脅威に対しては、ソマリア沖・アデン湾に常設海上部隊の艦艇を派遣し、09（同21）年8月以降「オーシャン・シールド作戦」を実施し、艦船による海賊対処活動に加えて、要請があった国に対して海賊対処能力の構築支援を行っていたが、16（同28）年12月に活動を終了した。

また、NATOは11（同23）年1月に「同盟海洋戦略」を発表した。同戦略においては、グローバル化に伴い、テロや大量破壊兵器の拡散が起こり

10 16（平成28）年5月に発表された米国国防省「中華人民共和国の軍事及び安全保障の進展に関する年次報告」（2016年版）において、中国が東シナ海や南シナ海の係争地域でのプレゼンス及び支配の強化を目的に低強度の強制力を用いていると指摘しつつ、中国による南沙諸島の埋め立てについて軍民インフラを改善することで事実上の統制を強化しているとの見方があることを紹介している。また、同年5月にカーター国防長官（当時）は、中国が拡張的かつ前例のない活動を行っており中国の戦略的意図に対する懸念を生み出しているとして指摘した上で、中国は自らを孤立させる万里の長城を築くことになり得る旨述べている。

11 「航行の自由作戦」（Freedom of Navigation Operation）は、沿岸国による行き過ぎた海洋権益の主張に対抗することにより、国際法上、すべての国に保障された権利、自由、海洋及び空域の合法な利用を保護することを目的として、米軍が行う作戦行動である。1979（昭和54）年より、継続的に実施されてきたとされている。15（平成27）年10月、ミサイル駆逐艦「ラッセン」が南沙諸島スピ礁12海里以内を航行したほか、16（同28）年1月、ミサイル駆逐艦「カーティス・ウィルバー」が西沙諸島トリトン島12海里以内を、同年5月、ミサイル駆逐艦「ウィリアム・P・ローレンス」が南沙諸島ファイアリークロス礁12海里以内を、同年10月、ミサイル駆逐艦「ディケーター」が西沙諸島周辺を航行している。また、17（同29）年5月には、ミサイル駆逐艦「デューイ」が南沙諸島ミスチーフ礁12海里以内を航行したと報じられている。

12 米中央軍の隷下で海洋における安全、安定、繁栄を促進することを目的として活動する多国籍部隊。31か国の部隊が参加しており、CMF司令官は米第5艦隊司令官が兼任している。海洋安全保障のための活動を任務とする第150連合任務部隊（CTF-150）、海賊対処を任務とする第151連合任務部隊（CTF-151）、ペルシャ湾における海洋安全保障のための活動を任務とする第152連合任務部隊（CTF-152）の3つの連合任務部隊で構成されており、CTF-151には自衛隊も部隊を派遣している。

13 米国を含む欧州・米州の14か国は中米周辺海域において麻薬、化学物質の原料、金銭、武器などの違法取引及び組織犯罪の対処のため、「マルチリーヨ作戦」を実施している。米軍においては米南方軍隷下の南部統合省庁間任務部隊が活動を実施しており、15（平成27）年はコカイン約192トンを押収するなどの成果を挙げた。

やすくなっているという認識のもと、抑止や危機管理、集団防衛、海洋の安定などに資するよう、①適切な国及びEUや国連などの国際主体との協力関係の強化、②十分な能力があり、柔軟で即応展開能力が高く、相互運用性がある、持続性のある海洋戦力の構築などの取組を行っていくとの方針を示している。14(同26)年9月にNATO首脳会合において採択されたウェールズ首脳宣言においては、同戦略で示された施策の履行を引き続き強力に推進し、さらに海洋における同盟の有効性を拡大していく旨を明らかにしている。さらに、16(同28)年7月にNATO首脳会合において採択されたワルシャワ首脳宣言においては、同戦略を推進し、加盟国の海洋能力の潜在能力を十分に生かし、海洋の態勢を強化するとしている。

### 3 EU

加盟国の多数が海洋に面し、海上交通や海洋における経済活動が活発なEUは、これまでも海洋の安定のためソマリア沖・アデン湾での海賊対処活動などに積極的に関与してきた<sup>14</sup>。14(同26)年6月には、EU加盟国の海洋政策策定のための大枠を示すとともに、各国の戦略的海洋権益の保護などを目的に、欧州理事会において「EU海洋安全保障戦略」を採択した。同戦略では、海賊やテロ、大量破壊兵器の拡散、航行の自由の制限などを脅威ととらえ、海洋安全保障に対する包括的かつ分野横断的で、一貫性のある効率的なアプローチとして、①海洋における法に基づく良好なガバナンスの促進、②加盟国間や他の国際機関などとの連携強化、③紛争予防や危機への対応、海洋権益の管理を行う主体としてのEUの役割強化、などを打ち出している。

### 4 英国

英国は、周囲を海洋に囲まれた島国であり、伝統的に海上交易を含む様々な海洋活動を活発に行ってきた。また、英国は、海外領土も多く、国の領土のおよそ25倍もの排他的経済水域を有している。こうしたことから英国は、海外領土を含めた自国周辺海域、ひいては周辺各国の海洋の安全を確保するため、NATOやEU主導の多国籍部隊に積極的に軍を派遣している<sup>15</sup>。

14(同26)年5月、英国政府は「英国海洋安全保障国家戦略」を発表した<sup>16</sup>。同戦略においては、海洋の安全確保は英国の国内外における国益の増進及び保護と同義であるとの認識のもと、安全な国際海上領域の拡大や国際規範の擁護、戦略的に重要な海域に面する国々の海上ガバナンス能力の構築、重要な貿易やエネルギー輸送ルートの実確な安全確保などを目的に、①省庁横断的な情報リソースの活用などを通じた海上領域に関する総合的理解の獲得、②航行の自由の擁護者として地域的取組を強力に推進することを通じた海洋パートナー国との緊密な連携、③パートナー国との情報共有や戦略的に重要な地域に対する能力構築支援、④海洋関連省庁間での統合作戦調整や共通装備品の調達などの方策を列挙している。15(同27)年11月に公表した「NSS・SDSR 2015」<sup>17</sup>では、海上哨戒能力強化のため、P-8哨戒機を9機導入することとした。また、クイーンエリザベス級空母2隻を建造中であり、18(同30)年より順次就役予定とされており、17(同29)年6月には1隻目が試験航海を開始した。

### 5 フランス

フランスは、多数の海外領土を保有することから、世界第2位とされる排他的経済水域を有しており、その約62%が太平洋地域に、約24%がイ

14 EUは、08(平成20)年12月から初の海上任務となる同海域での海賊対処活動「アタランタ作戦」を行っており、各国から派遣された艦船や航空機が船舶の護衛や同海域における監視などを行っている。また、地中海においては、15(同27)年より「ソフィア作戦」を実施している。ソフィア作戦については2章8節2項参照

15 EU主導の「アタランタ作戦」にはローテーションで軍を派遣しており、同作戦の司令部は英国内のノースウッド海上司令部に置かれている。また、CMF主導の各作戦にも軍を派遣している。

16 同戦略は、外務省、内務省、国防省及び交通省の4省庁合同で発表された戦略文書である。

17 「NSS・SDSR2015」については2章8節3項1参照

ンド洋にある。国防白書において自らを「インド洋・太平洋における主権国家で安全保障アクター」と位置づけるフランスはアジア・太平洋における海洋戦略を重視しており、フランス軍は仏領ポリネシアやニューカレドニアなどに部隊を常駐させ、フリゲートや戦車揚陸艦などを配備している。また、16（同28）年6月に国防省が発表した「フランスとアジア太平洋の安全保障」では、同地域でのフリゲートの寄港や演習への参加、人道支援活動などを通して同地域に積極的に関与している現状を示した<sup>18</sup>。さらに、ル・ドリアン国防相（当時）は、同年6月のIISSアジア安全保障会議（シャングリラ会合）において、「アジアの海洋において、できる限り恒常的かつ目に見える形でプレゼンスを確保すべく、欧州の海軍を連携させることができると考えており、近く私はこの提案を欧州のカウンターパートに説明するつもりである。」と発言し、アジア太平洋地域への更なる関与の姿勢を示している。

## 6 オーストラリア

オーストラリアは、16（同28）年に発表した国防白書において、自国の安全及び強じん性と併せて、シーレーンの安全を国防戦略上の利益とみなしている。そして、特に、自国が東南アジアとの海上貿易及び東南アジアを通過する海上貿易に依存していることから、オーストラリア付近の海域と東南アジアにおける貿易ルートの安全が確保されなければならないとしている。

こうした方針のもと、豪軍はマレーシアのバターワース空軍基地に拠点を設けるなどして、インド洋北部及び南シナ海において「オペレーション・ゲートウェイ」と称する哨戒活動を実施して

いる<sup>19</sup>。豪政府は南シナ海周辺海域での哨戒活動について詳細を明らかにしていないが、同海域で活動する豪軍哨戒機が定期的に中国軍機から妨害を受けていたとする報道も確認されている。また、インドとの海軍協力の拡大、南太平洋諸国への警備艇の提供<sup>20</sup>、豪軍アセットを動員しての沿岸警備などにも取り組んでいる。

## 7 中国

中国もまた、貿易関連貨物の9割以上を海上輸送に依存<sup>21</sup>しており、自国のシーレーンの安全確保が、中国の「核心的利益」の一つである「経済・社会の持続的発展を可能とする基本的保障」<sup>22</sup>の重要な一角となっている。そのため、中国は、「アジア海賊対策地域協力協定 (ReCAAP)」<sup>23</sup>の加盟国として、東南アジア地域の海賊に関する情報共有及び協力体制に参画しているほか、08（同20）年12月以降、ソマリア沖・アデン湾に海軍艦艇を派遣し、海賊対処のための国際的な取組に参加するなど、海洋安全保障の確保に貢献している。このような中国による自国のシーレーンの安全確保を重視する姿勢は、中国海軍がより遠方の海域で継続的に作戦を遂行する能力の向上を目指していることとも関係していると考えられる。特に、中国は、アデン湾に面するジブチにおいて、軍の後方支援を提供するための施設建設を進めているほか、インド洋諸国において港湾インフラ建設を支援するなどしており、インド洋などにおける作戦遂行基盤の構築を目指していると考えられる。

他方、南シナ海において、中国は、南沙（スプラトリー）諸島<sup>24</sup>や西沙（パラセル）諸島の領有権<sup>25</sup>などをめぐってASEAN諸国と主張が対立しているほか、近年、中国を含む関係国が領有権主張の

18 フランスによる寄港や演習への参加については2章8節3項2参照。人道支援活動としては、13（平成25）年11月、15（同27）年3月、16（同28）年2月の台風・サイクロン被害を受けたフィリピン、バヌアツ、フィジーでの活動などを行うなどしている。

19 豪国防省は15（平成27）年12月、同活動の一環として、豪空軍機による南シナ海の哨戒活動を11月から12月の間に行ったことを認めた。これに先立ち、英BBCは、オーストラリアが南シナ海において航空機による「航行の自由作戦」を実施しているとして、豪空軍機と中国海軍間で行われたとされる無線通信の内容を公開した。

20 2章5節3項4参照

21 中国中央人民政府ホームページによると、中国の原油、鉄鉱石、食料、コンテナなどの輸出入貨物の90%以上は海上輸送によるものである。

22 戴秉国・国務委員（当時）「平和的発展の道を歩むことを堅持しよう」（10（平成22）年12月7日、中国外交部ホームページ）

23 17（平成29）年6月現在、同協定の締約国は、オーストラリア、バングラデシュ、ブルネイ、カンボジア、中国、デンマーク、インド、日本、韓国、ラオス、ミャンマー、オランダ、ノルウェー、フィリピン、シンガポール、スリランカ、タイ、英国、米国及びベトナムの20か国である。

24 2章6節4脚注37参照

25 2章6節4脚注38参照

ための活動を活発化させており、海洋における航行の自由などをめぐって、その動向に国際的な関心が高まっている。

## 8 東南アジアなど

東南アジアは、マラッカ海峡や南シナ海など、太平洋とインド洋を結ぶ交通の要衝に位置する地域であるが、南シナ海の領有権などの対立や海賊など、海洋における安全保障上の課題が存在している。

南シナ海をめぐる問題の平和的解決に向け、ASEANと中国は、02（同14）年、「南シナ海に関する行動宣言（DOC）」<sup>26</sup>に署名している。13（同25）年以降、同宣言より具体的な内容を盛り込み、法的拘束力を持つとされるCOCの策定に向けた公式協議を行っている。17（同29）年5月、中国とASEANは、COCの「枠組み」に合意したとされる。ただし、協議に参加した中国の劉振民外務次官は、同枠組みはまだ具体的な規則ではなく、法的拘束力については次の段階の協議プロセスで議論すべきだとしており、今後の動向が注目される。

また、国連海洋法条約に定められた仲裁手続を通じた問題解決の動きもみられる。13（同25）年

1月、フィリピンは、南シナ海における中国の主張及び行動に関する両国間の紛争を同条約に基づく仲裁手続に付し、16（同28）年7月にはフィリピンの申立て内容がほぼ認められる内容の最終的な判断が下された<sup>27</sup>。仲裁裁判所による判断の結果は当事者間に対し法的拘束力を有し、最終的なものとなる。また、係争国であるベトナムも、南シナ海における自国の主張にも留意するよう同裁判所に要請するなど、一部の関係国においては国際法に基づく問題の平和的解決に取り組もうとする動きがみられる。

さらに、東南アジア地域においては、海賊といった国境を越える問題など安全保障上の幅広い問題に対応するため、多国間の協力も進展している。海賊対策としては、インドネシア、マレーシア、シンガポール及びタイによる「マラッカ海峡パトロール（Malacca Strait Patrols）」<sup>28</sup>が行われているほか、ReCAAPに基づき、海賊に関する情報共有及び協力体制の構築が進められている。また、近年、スルー海・セレベス海において海賊の活動が活発化している状況を受けて、17（同29）年6月、インドネシア、マレーシア及びフィリピンの3か国は、スルー海での共同パトロールの開始を発表している。

**Q 参照** 2章6節4（南シナ海における領有権などをめぐる動向）

<sup>26</sup> 2章6節4脚注45参照

<sup>27</sup> 2章6節4脚注44参照

<sup>28</sup> 同パトロールは、04（平成16）年、インドネシア、マレーシア及びシンガポールの3か国の海軍により、マラッカ・シンガポール海峡における海賊などの警戒のため開始された「マラッカ海峡海上パトロール」（08（同20）年タイが参加）、05（同17）年に開始された航空機による警備活動、及び06（同18）年に開始された情報共有活動からなる。